## 〇 室蘭市建築基準法施行条例 新旧対照表

(昭和43年条例第40号)

*改 正 後 | 改 正 前* 

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

- 第59条 法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合においては、第17条、第38条、第39条、第40条第2項及び第3項、第42条、第44条、第45条並びに第58条の4第3項第2号の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定は、法<u>第85条第7項</u>に規定する仮設興 行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上 の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、 防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得 ないと認めて、その建築を許可する場合について準用 する。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和)

- 第59条の6 建築物の用途を変更して法<u>第87条の</u>3第6項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、同項の規定による許可をするときは、第38条、第39条、第40条第2項及び第3項、第42条、第44条、第45条並びに第58条の4第3項第2号の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法<u>第87条の3第7項</u>に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をするときについて準用する。

## 別表 (第58条の15関係)

認定、指定若しくは許可又は認定若しく	手数料の金額
は許可の取消し	
29 法 <u>第85条第6項</u> の規定に基づ	1件につき 11
く仮設興行場等の建築の許可	8,000円
29の2 法 <u>第85条第7項</u> の規定に	1件につき 14
基づく仮設興行場等の建築の許可	5,000円
43 法第87条の3第6項の規定に	1件につき 11
基づく興行場等の使用の許可	8,000円
44 法第87条の3第7項の規定に	1件につき 14
基づく特別興行場等の使用の許可	5,000円

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

- 第59条 法第85条第5項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合においては、第17条、第38条、第39条、第40条第2項及び第3項、第42条、第44条、第45条並びに第58条の4第3項第2号の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定は、法<u>第85条第6項</u>に規定する仮設興 行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上 の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、 防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得 ないと認めて、その建築を許可する場合について準用 する。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和)

- 第59条の6 建築物の用途を変更して法<u>第87条の</u> <u>3第5項</u>に規定する興行場等とする場合における当 該興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生 上支障がないと認めて、同項の規定による許可をする ときは、第38条、第39条、第40条第2項及び第 3項、第42条、第44条、第45条並びに第58条 の4第3項第2号の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法<u>第87条の3第6項</u>に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をするときについて準用する。

## 別表 (第58条の15関係)

認定、指定若しくは許可又は認定若しく	手数料の金額
は許可の取消し	
29 法 <u>第85条第5項</u> の規定に基づ	1件につき 11
く仮設興行場等の建築の許可	8,000円
29の2 法第85条第6項の規定に	1件につき 14
基づく仮設興行場等の建築の許可	5,000円
43 法第87条の3第5項の規定に	1件につき 11
基づく興行場等の使用の許可	8,000円
44 法第87条の3第6項の規定に	1件につき 14
基づく特別興行場等の使用の許可	5,000円